

あすわか先生がチェック！ 安保法制懇の報告書



氏名 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

問：憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権を「限定的に」行使することはできるか、説明しなさい。

(答) 以下のように、6つの厳しい要件によって限定することができます。

→ 同盟国に限定してはいないんですね。
そうすると、基準は何か？

① 密接な関係にある国が攻撃を受ける

自国と関係のない紛争に手を出すのは『ヤンキーのケンカ』であって、初めから自衛権の名に値しません。
そんなものを条件にしたって、何の限定にもなりません。
当たり前すぎます！

当たり前ですね。集団的自衛権とはそういうものです。
攻撃を受けたことを装った事例っていうのも過去にはありましたが、どうやって区別するのですか？

② 放置すれば日本の安全に大きな影響が出る

→ 『大きな影響』って何でしょうか。
風が吹けばオケ屋がもうかる式の理屈で、いくらでも言えてしまいますね。

③ 攻撃された国から行使を求める明らかな要請がある

→ 要請もないのに、行くことがあるのですか？
頼んでないのに来られたら、ただの『侵略』『迷惑』ですよ！

④ 首相が総合的に判断する

→ これをわざわざ条件にする意味が分かりません。
首相が政策決定をするときには、総合的に判断するのは当たり前では？

⑤ 原則として国会の承認を受ける必要がある

→ 『原則として』ということは例外もあるんですね？(★にコメント)

⑥ 攻撃を受けた国とは別の国の領域を自衛隊が通る場合は、その国の許可を得る

★例外の場合、首相の独断で行使できてしまう、ということ？
行政(首相の行動)は法律に従わなきゃいけないのに、そんなことがあり得るのですか？

当たり前です！！
許可なく人の家に入れば不法侵入、許可なく国の領域に入れば『不法入国』『侵略』です。元々自衛ではあり得ません。

【先生より】

『集団的自衛権を限定的に行使する』ための条件といっているが、元々決まりきった当たり前のことばかり書かれています。これでは、何も限定したことになりません。

そもそも、改憲手続を経ないで憲法の解釈を変えることにムリはありませんか？憲法の基本に戻って、もう一度よく考えてみましょう。

【採点者】 ♡明日の自由を守る若手弁護士の会♡

